

証券コード 301A
2025年12月 8 日
(電子提供措置の開始日 2025年12月 1 日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目14番11号
株 式 会 社 イ ン デ ッ ク ス
代表取締役社長 野 崎 雄 一

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://in-dex.co.jp/ir>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」欄よりご確認ください。)

また、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「インデックス」を入力し「市場区分」の「TOKYO PRO Market」にチェック又は「コード」に当社証券コード「301A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目14番11号
TKP新宿カンファレンスセンター6階
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 - (1) 第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）
事業報告並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
 - (2) 第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）
計算書類報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

第25期 事業報告

(自2024年10月1日)
(至2025年9月30日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の通商政策が世界景気に与える影響による景気の下振れリスクやエネルギー・原材料価格の高止まり、人件費・物流費の上昇等による物価上昇の長期化、さらに国際情勢の緊迫化による海外経済の不確実性など、依然として不透明感が残る状況が続いております。

当社が属する不動産業界におきましては、都市部を中心に住宅価格は高止まりが続き、地方・郊外と価格差が一段と拡大しました。用地取得難や建築コスト上昇が新築マンション価格を押し上げ、供給減少による希少性の高まりが中古マンション市場にも波及するなど市場環境は引き続きタイトな状況にあります。当社では、このような環境下においても、価格を抑えつつお客様のご要望やライフスタイルに応じたリノベーションの提案を行い、地域ごとの需要を的確に捉えた事業展開を進めてまいりました。

当社は、営業基盤の強化と、上場を見据えた経営体制の確立を目的として、2024年9月に中期経営計画「renewed2024」を策定し、2024年12月25日には東京証券取引所「TOKYO PRO Market」への上場を果たしました。さらに、事業環境の変化及び当社の成長領域の拡大を踏まえ、renewed2024を発展させる形で、2026年9月期を初年度とする新たな中期経営計画「NEXT STAGE 2025」を策定し、持続的成長に向けた体制を再構築しております。またコア事業である不動産関連事業においては、ライフプランを起点とした独自のアプローチにより、住宅購入を検討していない層に対しても新たな需要を掘り起こし、価格競争力と品質を両立した中古マンション仕入・リノベーション販売を推進しました。また販売機会の拡大に向けては、郊外エリアにおいて地域特性を踏まえた新築戸建の販売を展開するとともに、販売会社との連携によるチャネルの多様化を進めることで、よりきめ細やかな顧客接点の拡充を図っております。

その結果、当期の業績は、売上高4,192,670千円（前年同期比5.6%減）の減収となりましたが、営業利益95,223千円（前年同期比1.2%増）、経常利益73,162千円（前年同期比6.1%増）、当期純利益44,299千円（前年同期比5.0%増）と利益において堅調な増益を確保しました。減収の要因は、自社販売における商談機会の減少及び成約率の一時的な低下による販売本数の減少であります。これは営業体制の再構築とプロセス改善を進める過程における過渡的な現象であり、今後は顧客対応プロセスの最適化に加え、ファミリー層へと顧客対象を拡大することで、より幅広いライフステージに対応した提案力を高め、持続的な成約効率の改善を図ってまいります。一方で、高収益セグメントであるインテリアオ

プシオン販売が過去最高の売上・利益水準を記録したほか、不動産の媒介取引を積極的に推進したことにより媒介手数料収益が増加し、収益を押し上げました。さらに営業外収益においては、過年度に見積計上していた不動産取得税の未払額を精査のうえ取り崩したことにより、一時的な収益を計上しております。当社は売上高の減少局面においても、収益構造の質的向上を実現し、安定的かつ持続的な利益成長基盤を確立しております。

貸借対照表は、この1年間で、現預金は175,498千円減少、不動産在庫は88,967千円減少、有利子負債も167,646千円減少しております。単に借入金を返済しただけでなく、それを支える在庫の圧縮やキャッシュの活用を通じて、資産全体の構造をスリム化しています。その中でも不動産在庫の長期滞留在庫が減少し中身が改善していること、すなわち流動性の高い不動産在庫へと移行し、財務の質的改善を行いました。結果として、総資産の圧縮とともに自己資本比率は35.5%まで改善しており、財務の健全性が着実に高まっております。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュの創出力を維持しつつ、有利子負債を着実に削減し、総資産を圧縮したことで、財務体質は一段と強化されました。この1年間は、「キャッシュを貯める」段階から「キャッシュを活用し財務の質を高める」段階に移行した期間であり資金効率を重視した経営への転換を明確に進めた事業年度となりました。

以上のとおり、当社は外部環境の不確実性が高まるなかにあっても、収益構造の質的転換、財務基盤の改善及び経営体制の高度化を同時に進め、中期経営計画「NEXT STAGE 2025」の実行に向けた持続的成長基盤を着実に整備する事業年度となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

（不動産関連事業）

不動産関連事業においては、販売価格の維持及び良質な仕入れ物件の確保を優先し、収益性を重視した販売戦略への転換を進めた結果、販売戸数は前年同期比で23戸減少し、売上高は3,272,776千円（前年同期比10.9%減）となりました。営業現場では、アポイント数の減少や成約率の一時的な低下が見られましたが、これは顧客対応体制の見直し及び営業プロセスの再整備を進める過程での一時的な影響であり、今後は体制強化を通じて安定した販売力の回復を図ってまいります。一方で、外部販売ネットワークとの連携を強化し、他社が取り扱う不動産の媒介を戦略的に推進したことにより、媒介手数料収益が大幅に増加し、セグメント利益の押し上げ要因となりました。今後も、販売数量の拡大のみに依存することなく、収益性と効率性を両立した事業運営により、安定的な利益確保を図ってまいります。

(インテリア販売及びリノベーション事業)

インテリア販売においては、1戸あたりの販売単価の向上に加え、既存顧客への再販提案が奏功し、販売件数・利益ともに堅調に推移しました。 またリノベーション事業における工事売上は、お客様のライフスタイルや資産形成に即した高品質なリノベーションの提案に注力した結果、件数・単価ともに増加し、売上高は919,893千円（前年同期比19.7%増）と過去最高を記録しました。これにより当セグメント利益は堅調に拡大し、当社の収益基盤強化に大きく寄与しました。

事業別売上高

事業区分	第24期 (2024年9月期) (前事業年度)		第25期 (2025年9月期) (当事業年度)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産関連事業	3,675,007	82.7	3,272,776	78.1
インテリア販売・ リノベーション事業	768,710	17.3	919,893	21.9
合計	4,443,717	100.0	4,192,670	100.0

(2) 重要な設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は6,849千円となりました。

これは主に、複合機4,558千円、アンケートデータ登録営業システム1,480千円等によるものです。

(3) 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益状況の推移

区分	第22期	第23期	第24期	第25期 当事業年度
	2022年 9月期	2023年 9月期	2024年 9月期	2025年 9月期
売上高（千円）	4,133,445	4,224,599	4,443,717	4,192,670
経常利益（千円）	120,151	91,836	68,974	73,162
当期純利益（千円）	125,035	70,086	42,183	44,299
一株当たり当期純利益 （円）	125.04	70.09	42.18	44.22
総資産（千円）	2,223,106	2,275,518	2,333,978	2,078,675
純資産（千円）	580,978	651,477	693,424	738,451
一株当たり 純資産（円）	580.98	651.48	693.42	735.95

(5) 対処すべき課題

当社は、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

① 不動産市況の動向

当社の主要事業である不動産関連事業（中古マンションの買取再販、新築戸建販売）においては、経済環境が悪化し不動産市況が低迷した場合には、不動産販売価格の引下げが必要となるリスクが生じます。その反面、不動産市況が好調の際には、在庫不動産の回転率が短くなることや販売価格が上昇する等のメリットが生じる一方、不動産の仕入価格が高騰する可能性があります。

② 販売用不動産の在庫回転率の向上

当社の不動産販売は、お客様のニーズに合わせた物件を原則取得します。不動産販売の情報件数等が不足し、成約までの期間が長期化する可能性があります。また不動産市況の悪化等によって物件の販売が滞った場合や、リノベーション資材の流通が不安定になり、リノベーション工事に遅延が発生し早期の販売活動ができなくなった場合には、販売用不動産保有期間の長期化に繋がり、販売用不動産の在庫回転率が下がる可能性があります。

③ 事業エリアの拡充

当社は、関東圏・中京圏・九州圏の郊外を中心に、中古リノベーションマンション、新築戸建を販売し事業を展開しております。当社は事業エリアを拡大することで、顧客層の拡充と収益向上を図ることを目指しています。事業エリアが拡大すると、地域ごとの顧客ニーズが多様化し、各地域の特性に合った物件やサービス提供が求められます。各地域に特化した商品企画等を行い、エリアごとの顧客層に最適化された提案を行うことで、顧客満足度の向上と差別化を図ります。

④ リノベーション工事及び資材の調達について

当社では、中古住宅のリノベーション工事を外注することによって、人件費等の増加を抑制し、経費の軽減効果を見込んでおります。しかしながら外注先の人手不足等で工事の遅延が発生する場合があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。リノベーション資材は、物価等の動向により原材料・資材の価格が上昇し、価格転嫁が難しくなる場合があります。また人手不足等で物流が滞るような事態となり、資材の供給に遅延が発生することにより工期が遅れることとなった場合も、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 財務体質健全性の向上及び資金調達力の強化

当社の事業は、主に中古マンションや新築戸建を対象として、不動産取得を行うための資金を必要とするビジネスモデルになります。手元資金の他、銀行等からの借入により物件購入資金を調達しております。今後も不動産購入を継続していく方針であるため、安定的な資金調達を行うために財務基盤の強化が必要となります。また、資金調達力の強化については、定期的に金融機関へ業績説明等を行い、金融機関との関係構築に努め、資金調達が円滑にできるよう進めてまいります。株式上場の実現により、信用力向上による調達金利の抑制も見込まれ、今後想定される金利上昇局面においても、金利負担軽減を図ることができると考えております。

⑥ 組織・ガバナンス体制の強化

当社は、宅地建物取引業免許、一般建設業許可といった許認可に基づき事業を行っています。業法違反等による事業活動の停止や資格はく奪、建設業による事故や損害賠償の発生などが生じた場合は、事業に多大な影響を及ぼします。それに対処するため、規定上必要とされる有資格者の設置、コンプライアンス研修等の社員教育の実施、社外役員等からの牽制体制を通じたガバナンス体制を強化すること等で、リスクを限りなく低減することが重要であると認識しています。

⑦ 内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、会社の継続的发展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を高水準に維持していく必要があると認識しております。その一環としてコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

⑧ 人材採用・育成・組織力の強化

当社が継続的に成長するためには、企業の成長を牽引する人材の確保や、育成により組織力を強化することが重要であると認識しております。採用面では新卒・キャリア両面の採用強化に取り組むとともに、多様な人材が活躍できる職場風土の構築を通じて、競争力を強化しています。育成面では、OJTを活用し専門知識スキルに長けた中核人材の育成、能力に応じた人事制度の確立、専門スキルの取得を推奨しています。また、社員総会の開催、個別面談の実施、ストレスチェックの実施等により、組織の活性化、エンゲージメントの向上に努めております。当社のミッションを共通の価値観とし、人的資本及び組織としての能力の底上げをしてまいります。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
不動産関連事業	中古マンションの買取再販、新築戸建販売
インテリア販売・リノベーション事業	インテリア家具の販売、リノベーション事業

(7) 主要な事業所

本社	東京都新宿区
名古屋支店	愛知県名古屋市
福岡支店	福岡県福岡市

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	3	35.4歳	6.0年

(注) 上記従業員には、臨時従業員（アルバイト等）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
㈱あいち銀行	579,705千円
㈱セゾンファンデックス	103,000千円
㈱東和銀行	79,969千円

注 上記借入金残高には、社債の期末残高が含まれております。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,003,400株

(注)発行済株式総数は、新株予約権の行使により3,400株増加しました。

(3) 当事業年度末の株主数 23名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社Yu i M	600,000	59.8%
野崎 雄一	223,400	22.3%
インデックス従業員持株会	73,600	7.3%
河野 有子	49,700	5.0%
野崎 満美	20,000	2.0%
菊田 寛康	20,000	2.0%
川満 泰貴	2,700	0.3%
笠井 稜馬	2,300	0.2%
木村 真二	1,700	0.2%
森戸 淳平	1,500	0.1%
合計	994,900	99.2%

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回新株予約権
新株予約権の数	100個
保有人数	取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式10,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり20,100円 (1株当たり201円)
新株予約権の権利行使期間	2019年2月20日から 2027年2月14日まで

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	20個
保有人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式2,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり23,900円 (1株当たり239円)
新株予約権の権利行使期間	2020年3月13日から 2027年12月15日まで

名称	第 6 回新株予約権
新株予約権の数	60個
保有人数	取締役 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式6,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり37,800円 (1株当たり378円)
新株予約権の権利行使期間	2021年 3 月12日から 2029年 3 月11日まで

名称	第 7 回新株予約権
新株予約権の数	20個
保有人数	取締役 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式2,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり61,500円 (1株当たり615円)
新株予約権の権利行使期間	2022年12月26日から 2030年12月25日まで

名称	第 8 回新株予約権
新株予約権の数	40個
保有人数	取締役 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式4,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり45,600円 (1株当たり456円)
新株予約権の権利行使期間	2023年12月21日から 2031年12月20日まで

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

氏名	会社における地位 及び担当	重要な兼職の状況
野崎 雄一	代表取締役社長	
中村 信二	専務取締役 管理本部長	
小林 祥雄	常務取締役 不動産営業本部長	
河野 初	取締役（社外）	(株)アリエッタ 代表取締役 (株)ルネッサンス 代表取締役 クヴェルアカデミー(株) 代表取締役 (株)空間設計 代表取締役 (株)シティ・プランナーズ 取締役
木下 和彦	取締役（社外）	丸八倉庫(株) 補欠監査役
村元 康明	常勤監査役（社外）	
白川 有希	監査役（社外）	横浜あゆみ法律事務所 パートナー弁護士
井出 彰	監査役（社外）	井出公認会計士事務所代表 プレミアムアンチエイジング(株)社外監査役 A I コーポレートアドバイザー(株)代表取締役 (株)w e v n a l 社外監査役

注1. 取締役河野初氏及び木下和彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役村元康明氏、白川有希氏及び井出彰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 取締役木下和彦氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に適合するものの、当社としては現時点において独立役員としての届出を行っておりません。今後のガバナンス体制の整備状況、取締役会の監督機能の実効性向上の観点を踏まえ、独立役員の届出について適切に検討してまいります。

注4. 常勤監査役村元康明氏は、金融機関における長年の経験を持ち、金融・企業経営における豊かな経験と高い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注5. 監査役白川有希氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに

関する相当程度の知見を有しております。

注 6． 監査役井出彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注 7． 2024年10月30日開催臨時株主総会における株式の譲渡制限撤廃に伴う任期満了により、監査役鞠子怜氏は退任いたしました。

注 8． 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な利害関係はありません。

注 9． 当社は、会社法第427条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、社外取締役である河野初氏、木下和彦氏並びに監査役である村元康明氏、白川有希氏及び井出彰氏との間で、会社法第423条第 1 項に基づく損害賠償責任を一定の範囲で限定する責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約における損害賠償責任の限度額は、会社法で定める最低責任限度額である「当該役員の年間報酬等の額の 2 年分又は1,000万円のいずれか高い額」としております。

なお、これらの契約は、各役員がその職務を誠実に遂行することを前提とするものであり、故意又は重大な過失による行為等、会社法上責任の限定が認められない事由に該当する場合には適用されません。

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる高度化を図る上で、社外役員が独立性を維持しつつ監督機能を十分に発揮できる体制の整備が極めて重要であると考えております。本責任限定契約は、社外役員が専門的知見に基づき客観的な監督を行う環境を確保するためのものであり、透明性と健全なガバナンスを実現する上で適切な措置であると認識しております。

注10． 当社は、会社法第430条の 3 第 1 項に基づき、取締役（社外取締役を含む）と監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本保険契約は、役員がその職務の遂行に際し、法令違反、不適切な情報開示、意思決定過程の瑕疵、不動産取引における重要事項説明・契約管理上の不備等に起因して提起され得る損害賠償請求から役員個人を保護し、役員が業務に専念できる環境を確保することを目的とするものです。

補償の対象には、損害賠償金、訴訟対応費用、その他これに付随する費用が含まれ、当社が支払う保険料についてはその全額を当社が負担しております。なお、本保険契約には、役員の故意又は重大な過失に起因する損害、その他法令により免責される事由については補償対象外とする等、役員の適正な職務遂行を前提とした適切な免責条項を設けております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針に関する事項

当社は、2022年7月13日開催の取締役会にて、取締役個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。

その概要は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるべく、常勤取締役においては、基本報酬、業績連動賞与、ストックオプションにて構成し、社外取締役については、基本報酬のみで構成しております。取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会において決定しております。

②監査役の報酬等の額の内容に係る基本方針に関する事項

監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることから、基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年12月20日開催の第20期定時株主総会において年額2億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。監査役の金銭報酬の額は、2020年12月20日開催の第20期定時株主総会において年額2千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

単位：千円

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	5人 (2人)	129,800 (8,400)	14,662 (—)	—	144,462 (8,400)
監査役 (うち社外監査役)	4人 (4人)	8,400 (8,400)	—	—	8,400 (8,400)

注1 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、単年度の経常利益達成率に加え、中期経営計画達成率（中期経営計画期間中の当該期迄の累計経常利益達成度、重点戦略の進捗）、ガバナンス強化への貢献度（内部統制・情報開示・取締役会運営等の実効性）を総合的に評価し、取締役会にて決定しております。

注2 上記には、2024年10月30日開催臨時株主総会における株式の譲渡制限撤廃による任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河野 初	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、主に営業戦略において、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	木下 和彦	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、独立役員として、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	村元 康明	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、財務会計の専門的見地から、当社の監査及び監査体制の構築についての発言を適宜行っております。
監査役	白川 有希	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、法務についての発言を適宜行っております。
監査役	井出 彰	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席、監査役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、財務会計についての発言を適宜行っております。 なお、井出彰氏は2024年10月30日に当社監査役として就任しており、当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回のうち各1回は就任前の開催となります。

注 会社法第370条及び定款第30条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議は2回行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円

注1 当事業年度における上記の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬3,000千円があります。

注2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と(株)東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注3 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
- ②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、取締役の職務執行を監督します。
- ③反社会的勢力との関係断絶に向け、警察、弁護士等と連携関係を構築し、規程及びマニュアルにより、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとします。
- ④監査役は、法令が定める権限を行使して、取締役及び使用人の業務執行を監査します。
- ⑤代表取締役社長を委員長とする「経営者コンプライアンス委員会」にて、コンプライアンスリスクを管理し、適宜指示を行い、コンプライアンス経営を推進します。コンプライアンス上重要な事項については、検討の上、取締役会にて審議又は報告を行います。また、「全社コンプライアンス連絡会」は実務レベルのコンプライアンスリスクについて、使用人への周知や意見の集約、論議を行い、その内容を「経営者コンプライアンス委員会」へ報告します。
- ⑥内部監査は、内部監査担当者が行い、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施及び報告します。
- ⑦社内規則、法令違反行為、財務報告の信用性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為、その他の会社の社会的信用を低下させる行為を会社に通報する内部通報制度を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書を、社内規程の定めるところに従い、管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「コンプライアンス規程」に基づきリスク管理の最高責任者のもと、各リスクに応じた適切な対応を行うため、「経営者コンプライアンス委員会」を設置し会社全体に内在するリスク全体を包括的に管理し、「リスクマネジメント要綱」に従いリスクマネジメント体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、定期または臨時で開催します。
 - ②「業務分掌規程」、「組織規程」等各種社内規程を整備し、役割及び責任の明確化を図ります。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任を明確化し、各部門における執行体制の確立を図ります。
 - ②社内規程及び各種マニュアルを備え、周知徹底します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人を置くことを取締役会に対して求めることができます。
 - ②前号に基づく使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役と協議の上、決定します。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、自己の職務執行状況を監査役に報告するものとします。
 - ②取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、当社の事業に重大な影響を及ぼす事項を報告します。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
 - ②監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を独自に起用することができます。
 - ③監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行います。

2. 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における取組につきましては、内部監査室による評価のもと、事業年度末における整備、運用が適切であることを確認します。

以 上

附属明細書（事業報告関係）

事業報告に記載のとおりであり、補足すべき重要な事項はありません。

以上

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

株式会社インデックス

(単位：千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	1,937,910	【流動負債】	670,933
現金及び預金	969,655	買掛金	28,341
売掛金	60,480	短期借入金	280,700
商品	5,987	1年内償還予定の社債	38,400
販売用不動産	749,913	1年内返済予定の長期借入金	152,268
仕掛販売用不動産	122,638	リース債務	2,864
原材料及び貯蔵品	633	未払金	46,065
前渡金	5,811	未払費用	28,047
前払費用	18,234	未払法人税等	21,983
その他の	4,765	未払消費税等	20,279
貸倒引当金	△210	前受金	3,690
		預り金	12,211
【固定資産】	140,764	賞与引当金	21,417
【有形固定資産】	22,581	役員賞与引当金	14,662
建物	13,941	【固定負債】	669,290
工具、器具及び備品	0	社債	91,600
リース資産	8,639	長期借入金	568,965
【無形固定資産】	3,947	リース債務	7,864
ソフトウェア	3,020	資産除去債務	761
リース資産	927	その他の	100
【投資その他の資産】	114,236	負債合計	1,340,223
投資有価証券	5,140	(純資産の部)	
出資金	110	【株主資本】	737,676
従業員に対する長期貸付金	1,020	資本金	50,276
長期前払費用	20,795	資本剰余金	276
繰延税金資産	16,380	資本準備金	276
その他の	70,789	利益剰余金	687,123
		その他利益剰余金	687,123
		繰越利益剰余金	687,123
		【評価・換算差額等】	775
		その他有価証券評価差額金	775
		純資産合計	738,451
資産合計	2,078,675	負債純資産合計	2,078,675

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自2024年10月 1 日
至2025年 9 月30日

株式会社インデックス

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,192,670
売 上 原 価		3,028,555
売 上 総 利 益		1,164,115
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,068,891
営 業 利 益		95,223
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,072	
受 取 配 当 金	5	
不 動 産 取 得 税 還 付 金	9,468	
未 払 金 取 崩 益	22,374	
そ の 他	2,310	35,231
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,814	
社 債 利 息	501	
支 払 手 数 料	15,118	
社 債 発 行 費	2,795	
上 場 関 連 費 用	13,000	
そ の 他	62	57,292
経 常 利 益		73,162
税 引 前 当 期 純 利 益		73,162
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30,457	
法 人 税 等 調 整 額	△1,595	28,862
当 期 純 利 益		44,299

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

株式会社インデックス

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	—	—	642,823	642,823	692,823
当期変動額						
新株の発行（新株予約権 の行使）	276	276	276			552
当期純利益				44,299	44,299	44,299
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額（純 額）						
当期変動額合計	276	276	276	44,299	44,299	44,852
当 期 末 残 高	50,276	276	276	687,123	687,123	737,676

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	600	600	693,424
当期変動額			
新株の発行（新株予約権 の行使）			552
当期純利益			44,299
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額（純 額）	175	175	175
当期変動額合計	175	175	45,027
当 期 末 残 高	775	775	738,451

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、原材料及び貯蔵品

主に移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 5～8年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①不動産関連事業

不動産関連事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき、自社で中古マンション等を仕入れ、リノベーションを施した物件を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

②インテリア販売及びリノベーション事業

イ. インテリア販売

インテリア販売においては、顧客との物品販売契約に基づき、家具等のインテリア商品を顧客に引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務はインテリア商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

ロ. リノベーション事業

リノベーション事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、マンション等のリノベーションを行って完了させる履行義務を負っております。当該履行義務は工事期間がごく短いため、工事完了の一時点において収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	749,913千円
仕掛販売用不動産	122,638千円

②識別した項目に対する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産等について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として計上しております。正味売却価額の算定における主要な仮定は、将来の販売見込額であり、類似不動産の取引事例、過去の実績等を総合的に勘案し反映させております。なお、上記の主要な仮定に変動があった場合、翌事業年度において評価損が計上される可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16,380千円（繰延税金負債と相殺前の金額は、16,880千円）

②識別した項目に対する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に従い、判定された分類及び将来の合理的な見積可能期間の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、販売戸数を主要な仮定として作成した中期経営計画を基礎としております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

販売用不動産	245,861千円
仕掛販売用不動産	64,185千円
定期預金	50,003千円
計	360,050千円

②担保に係る債務

短期借入金	280,700千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

合計	25,143千円
----	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期 首株式数(株)	当事業年度増 加株式数(株)	当事業年度減 少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	3,400	—	1,003,400
合計	1,000,000	3,400	—	1,003,400

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,400株は新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式69,000株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

賞与引当金	7,408
未払法定福利費	1,496
役員賞与引当金	5,071
敷金償却費	2,030
資産除去債務	263
未払事業税	2,130
その他	1,021

繰延税金資産小計	19,421
----------	--------

評価性引当額	△2,540
--------	--------

繰延税金資産合計	16,880
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△425
資産除去債務対応固定資産	△74

繰延税金負債合計	△500
----------	------

繰延税金資産純額	16,380
----------	--------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、必要な資金については主に銀行借入により調達しております。なおデリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程等に従い、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金、営業活動及び運転資金にかかる資金調達であり、社債は運転資金であります。リース債務は、サーバーの取得を目的としたものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、管理本部が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	5,140	5,140	—
資産計	5,140	5,140	—
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	130,000	129,756	△243
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	721,233	719,769	△1,463
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	10,728	9,896	△832
負債計	861,961	859,421	△2,539

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負債

(1) 社債、(2) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定される方法によっております。変動金利によるものは、市場価格を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるた

め、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	野崎 雄一	被所有 直接22.4% 間接60.0%	当社代表取締役 債務被保証	当社の金融機関 からの借入に対 する債務被保証	74,335	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

当社は、金融機関からの借入に対して、代表取締役野崎雄一から債務保証を受けております。取引金額は借入金残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払及び担保提供は行っておりません。

2. 野崎 雄一の間接所有は、同氏とその近親者が100%の議決権を所有する株式会社Y u i Mの所有によるものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 735円95銭

1株当たり当期純利益 44円22銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり

りであります。

附 属 明 細 書

自 2024年10月 1 日
至 2025年 9 月30 日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形 固定資産	建 物	15,229	—	—	1,287	13,941	15,470	29,412
	工具、器具 及 び 備 品	0	—	—	—	0	2,099	2,099
	リース資産	6,305	4,558	—	2,224	8,639	7,573	16,212
	計	21,534	4,558	—	3,512	22,581	25,143	47,724
無形 固定資産	ソフトウェア	1,288	2,291	—	558	3,020		
	リース資産	1,236	—	—	309	927		
	計	2,524	2,291	—	868	3,947		

(注1) 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

アンケートデータ登録営業システム	ソフトウェア	1,480千円
複合機	リース資産	4,558千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	173	131	94	210
賞 与 引 当 金	26,054	21,417	26,054	21,417
役 員 賞 与 引 当 金	5,347	14,662	5,347	14,662

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
運賃	688	
広 告 宣 伝 費	3,912	
販 売 手 数 料	121,560	
役 員 報 酬	138,200	
給 料 手 当	333,201	
賞 与	14,671	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	18,571	
法 定 福 利 費	64,272	
租 税 公 課	24,119	
旅 費 交 通 費	57,322	
通 信 費	9,171	
水 道 光 熱 費	7,560	
修 繕 費	1,696	
地 代 家 賃	77,435	
消 耗 品 費	2,652	
保 険 料	2,713	
減 価 償 却 費	4,380	
交 際 費	26,860	
そ の 他	159,900	
合 計	1,068,891	

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社インデックス

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 本 直 也
業務執行社員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 戸 亮 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インデックスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月26日付企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月27日

株式会社インデックス 監査役会

常勤監査役 村 元 康 明
(社外監査役)

社外監査役 白 川 有 希

社外監査役 井 出 彰

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の資本政策及び株式事務の運営体制をより適切なものとする観点から、定款の一部見直しを行うものであり、その主な理由は以下のとおりであります。

① 事業の目的 定款第2条第9号について

事業範囲の変更を伴わない文言上の整理を行うものです。現行の「ライフプランニング（生涯生活設計）に関する知識と啓発と普及及び相談業務」という表現は、語句の重複や文法上の冗長性が見られるため、一般的な表記に合わせて、「ライフプランニングに関する知識の啓発及び普及並びに相談業務」と簡潔かつ明瞭な書きぶりに整理するものです。なお、本修正は表現方法の調整のみであり、当社の事業内容に変更は生じません。

② 自己株式の機動的な取得体制の整備

会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議により市場取引等を通じて自己株式を取得できる旨を定款に新設するものであります。これにより、将来の資本政策を機動的かつ安定的に遂行し得る体制を整備するものであります。

③ 株式事務に関する規定体系の整理

株式取扱規程において運用を統一している事項との整合性を図るため、現行第11条及び第12条（株主名簿記載事項の記載の請求、質権の登録及び信託財産の表示）を削除し、株式事務の処理体制を簡素化するものであります。

④ 全体構造の整備（条数整理・文言修正等）

法令改正、条文体系の見直しに伴い、条数の変更、条文の移設、表現方法・字句の修正を行い、定款の分かりやすさと整合性を高めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条 (条文省略) 第 2 条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 不動産の売買、交換、賃貸、管理及び、仲介 2. 建築の企画、設計、施工 3. 家具、室内装飾品、住宅関連機器の売買、賃借及び、その仲介<u>ならびに製造及び加工</u> 4. 建築工事及び設備工事 5. 物品の販売及び流通業 6. 太陽光による発電機械器具の設備、施工及び販売 7. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 8. 生命保険募集に関する業務 9. <u>ライフプランニング (生涯生活設計) に関する知識と啓発と普及及び相談業務</u> 10. 前各号に関する調査、研究、企画等のコンサルティング業務 11. 前各号に付帯関連する一切の業務 第 3 条～第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株 式 第 6 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 不動産の売買、交換、賃貸、管理及び、仲介 2. 建築の企画、設計、施工 3. 家具、室内装飾品、住宅関連機器の売買、賃借及び、その仲介<u>並びに製造及び加工</u> 4. 建築工事及び設備工事 5. 物品の販売及び流通業 6. 太陽光による発電機械器具の設備、施工及び販売 7. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 8. 生命保険募集に関する業務 9. <u>ライフプランニングに関する知識の啓発及び普及並びに相談業務</u> 10. 前各号に関する調査、研究、企画等のコンサルティング業務 11. 前各号に付帯関連する一切の業務 第 3 条～第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株 式 第 6 条 (現行どおり)

(新 設)

第7条 (条文省略)

第8条 (单元未満株式についての権利の制限等)

当会社の单元未満株主は、次に掲げる権利を行使することができない。

1. 株主総会において議決権を行使する権利
2. 会社法第303条ないし305条に規定する株主提案権
3. 株主総会に出席する権利
4. 株主総会招集通知を受ける権利
5. 株主総会において質問をする権利
6. 株主総会の決議取消を求める訴権

第9条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって決める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (現行どおり)

第9条 (单元未満株式についての権利)

当会社の单元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿記載事項の記載の請求）
当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般継承人と株式取得者が記名押印し、共同で提出しなければならない。ただし、法令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

（削 除）

第12条（質権の登録及び信託財産の表示）
当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（削 除）

第13条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された議事録を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第12条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

第14条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、議決権を行使できる株主に対して発する。

（新 設）

第15条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（招集手続きの省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（削 除）

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第15条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（削 除）

第18条（決議の方法）

会社法第309条第1項、第2項および第341条（役員および会計監査人の解任）に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

第19条（株主総会の決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第20条～第21条（条文省略）

第4章 取締役及び取締役会

第22条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第23条（条文省略）

第24条（取締役の選任）

1. 会社法第341条に定める当社の取締役の選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第17条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（削 除）

第18条～第19条（現行どおり）

第4章 取締役及び取締役会

（削 除）

第20条（現行どおり）

第21条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第25条～第30条 （条文省略）

第31条（取締役会議事録）

取締役会における議事の慶かの要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び各監査役が記名押印又は電子署名する。

第32条（取締役規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第33条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条（取締役との責任限定契約）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任額から法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定するものとする。

第22条～第27条 （現行どおり）

第28条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第35条（監査役及び監査役の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第36条（条文省略）

第37条（監査役の選任）

当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第38条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

【第41条から移設】

【第42条から移設】

第5章 監査役及び監査役会

(削 除)

第32条（現行どおり）

第33条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

【第43条から移設】

【第44条から移設】

【第45条から移設】

第45条（監査役会規程）

当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規程」による。

第39条（条文省略）

第40条（監査役との責任限定契約）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限定額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第423条第1項の賠償責任について、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定するものとする。

第37条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

第39条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第40条（現行どおり）

第41条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第46条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第47条（会計監査人の員数）

当社の会計監査人数は、1名とする。

第48条（会計監査人の選任）

当社の会計監査人の選任は、株主総会議案を監査役会が決定する。株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第49条～第50条（条文省略）

第7章 計算

第51条（条文省略）

第52条（剰余金の配当）

1. 当社は、株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。
2. 未払いの配当金には利息をつけない。

第53条（中間配当）

1. 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。
2. 未払いの配当金に利息をつけない

第6章 会計監査人

(削 除)

(削 除)

第42条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条～第44条（現行どおり）

第7章 計算

第45条（条文省略）

第46条（剰余金の配当）

当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第47条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第54条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

附則第1条（電子提供措置等の効力発生日）

1. 第16条（電子提供措置等）は、当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下、「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。

2. 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。

第48条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

【期間経過後に付き削除】

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目14番11号
TKP新宿カンファレンスセンター6階
TEL 03-5909-0350（代表）



交通機関のご案内

※お車でのご来場は、
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

JR線

新宿駅南口 徒歩5分

小田急線・京王線・ 東京メトロ丸の内線

新宿駅西口 徒歩5分

都営新宿線・都営大江戸線

新宿駅7番出口 徒歩1分

都営大江戸線

都庁前駅A2出口 徒歩6分